

懲戒処分以外の処分実施状況

(令和7年3月)

〔知事部局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 一般職員 (当時)	令和4年4月頃から令和6年6月までの間の勤務時間のうち計409日について、勤務時間の始めに数分から15分程度の遅刻を繰り返した。
2	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 課長級職員 (当時)	上記に関し、部下職員の勤務実態の把握及び適切な指導監督を実施していなかったことに関する管理監督者としての責任
3	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 主幹級職員 (当時)	同上
4	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 課長級職員	同上
5	R7.3.18	文書訓告 (重)	土木部 主幹級職員	同上
6	R7.3.18	文書訓告 (重)	南予地方局 一般職員	別居する親族にかかる扶養手当の認定基準の誤認により、扶養手当の要件を欠いていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。